

浦安市経常建設共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)の取扱いに関して事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「経常JV」とは、中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体であり、浦安市が発注する建設工事の施工を目的としているものをいう。

(構成員)

第3条 経常JVの構成員の数は、2又は3とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができる。

(構成員の資格)

第4条 経常JVの構成員は、登録をうけようとする業種(以下「当該業種」という。)について、浦安市建設工事等入札参加資格適格者名簿(以下「適格者名簿」という。)に搭載されている者で、次の各号にすべてに該当する者でなければならない。

(1) 当該業種についての施工実績を有する者

(2) 当該業種に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に付き許可を有しての営業年数が3年以上ある者

(3) 当該業種に係る管理技術者又は主任技術者が存し、工事の施工に当たっては、法令の定めるところにより、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できる者

(4) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業である者

(5) 市内に本店又は建設業法に基づく主たる営業所を有する者

(組合せ)

第5条 経常JVの結成時において、次の各号のすべてに該当する者の組合せでなくてはならない。

(1) 当該業種全てについて同一等級又は直近等級に属するもの

(2) 当該業種全てについて新たに経常JVに付される等級が構成員の等級のうち最上級位級又は上位等級となる者

(3) 経常JVの結成に当たっては、市内の本店のある構成員を含むこと。

(結成方法)

第6条 自主結成とする。

(登録)

第7条 一の企業が適格者名簿に登録することができる経常JVの数は、一とするものとする。

(出資比率)

第8条 すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者)

第9条 代表者は構成員において決定されたものとし、その出資比率は構成員中最大でなければならない。

(入札参加資格審査申請等)

第10条 経常JVは、別に定める期日に、経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる添付書類及び経常建設共同企業体協定書を市長に提出して審査を受けなければならない。

(1) 全ての構成員の営業所一覧表

(2) 全ての構成員の納税証明書(写可)

(3) 全ての構成員の建設業労働災害防止協会加入証明書(写可)

(4) 全ての構成員の印鑑証明書

(5) 全ての構成員の建設業許可通知書(写可)

(6) 全ての構成員の工事経歴書

(7) 全ての構成員の技術職員名簿

(8) 全ての構成員の登記簿謄本(写可)

(9) 全ての構成員の経営事項審査結果通知書(写可)

(10) 使用印鑑届

2 市長は、前項の審査により適格とされた者を適格者名簿に登載するものとする。

3 第1項の審査により適格とされた者については、浦安市建設等入札参加業者資格審査基準第8条に規定する総合点数により等級の格付けを行うものとする。ただし、同基準第9条に規定する新規業者には該当しないものとする。

(入札参加資格審査)

第11条 経常JVの審査に当たっては、別に定めるところにより行うものとする。

(登録の制限)

第12条 適格者名簿に登載された経常JVの構成員は、次の各号に該当する場合を除き、他の経常JVの構成員として登載できない。

(1) 構成員となっていた経常JVが結成して1年以上経過した後、経常JVの契約期間の終了により解散した場合

(2) 構成員となっていた経常JVが他の構成員の倒産又は解散等により経常JVの契約期間内に解散した場合

(構成員変更の制限等)

第13条 適格者名簿に登載された経常JVについては、構成員の追加又は変更を認めない。

2 適格者名簿に登載された経常JVの構成員に変更又は減少が生じた場合は、適格者名簿から抹消するものとする。

(その他)

第14条 経常JVの取扱については、本要綱及び他の規定に特別の定めのない事項は、単体に準じるものとする。

(1) この要綱の施工前において、現に存する経常JVの取扱については、なお、従前の例によることができるものとする。

(2) この要綱の施行前に経常JVと請負契約を締結した工事で未完了のものについては、この要綱の施行後においても、当該工事が完成するまでの間、当該工事について当該経常JVを契約の相手方とすることができるものとする。

附則

この要綱は、平成8年12月2日から施行する。